

普通第一種圧力容器取扱作業主任者 技能講習実施要項

一般社団法人日本ボイラ協会福島支部

この技能講習は、福島労働局長登録教習機関技能講習（平成16年3月31日登録番号第12号）で、普通第一種圧力容器取扱作業主任者(化学設備に係るものを除く)に選任できる資格を取得するものです。

1. 日時・会場 2020年10月8日(木)・9日(金)の2日間
10月8日(木) 9:15～17:25 郡山市労働福祉会館(郡山市虎丸町7-7)
10月9日(金) 9:15～15:25 〃
修了試験 15:30～16:30 〃
2. 受講対象者 次頁のとおり(化学設備関係は除く)
3. 講習科目 (1) 第一種圧力容器(化学設備に係るものを除く)の構造に関する知識
(2) 第一種圧力容器の取扱いに関する知識
(3) 関係法令
(4) 修了試験(10月9日(金)15:30～16:30)
4. 修了証 所定の時間受講した者に対し修了試験を実施し、合格した者に「普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了証」を交付する。
5. 受講料 1名につき 11,000円(消費税込)
他にテキスト代等 3,024円(消費税込)
普通一圧テキスト 1,049円 わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則 1,375円
<テキスト代 2,424円・送付手数料 600円 合計 3,024円(消費税込)>
※ 複数の申込みで会社等に一括送付の場合、及び、福島県外の方はお問い合わせ下さい。
※ 直接福島支部窓口で申込する場合には送付手数料はかかりません。
6. 申込先 〒960-8041 福島市大町4-4 東邦スクエアビル3F
一般社団法人 日本ボイラ協会 福島支部
TEL(024)522-6718 FAX(024)522-6722
7. 申込期日 受付開始 2020年7月1日(水)～締切 2020年10月2日(金)
及び方法 受講料、テキスト代等(合計14,024円)を、
① 銀行振込(受講申込書は郵送すること)
<振込先 東邦銀行 本店営業部 普通預金 3621148
口座名義 一般社団法人日本ボイラ協会 福島支部>
② 現金書留(受講申込書を同封)
③ 当協会福島支部事務所に直接持参(送付手数料を差し引いた13,424円となります)
- ※写真2枚添付のこと 1枚は別紙申込書に貼付のこと。
(2.4cm×3.6cm) 1枚は修了証に貼付するので裏面に氏名、生年月日を記入の上、添付のこと。
8. 定員 30名
9. その他
- ・受講取消の際は、講習開始3日前まで申し出た場合に限り受講料を返還致します。
 - ・申込書及び受講料を受領後、領収証と受講票並びにテキストをお送りします。
(受講票は切離して当日受付に提示下さい)
 - ・遅刻、早退、欠席すると修了試験は受けられません。
 - ・受講申込者の住所・氏名は、略さないで住民票のとおり正確に記入して下さい。
(例) 斉藤等の「斉・斎・齋」 渡辺等の「辺・邊・邊」 高橋等の「高・高」
 - ・《個人情報について》上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、講習会を中止する場合がありますので、ご了承ください。

ボイラー及び圧力容器安全規則第 62 条により選任される者

第 62 条 事業者は、令第 6 条第 17 号の作業のうち化学設備（令第 15 条第 4 号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。）に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、令第 6 条第 17 号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業については特級ボイラー技士、一級ボイラー技士若しくは二級ボイラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第 6 条第 17 号の作業で、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法又はガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）の適用を受ける第一種圧力容器に係るものについては、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者（当該作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第 119 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者で特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者に限る）のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。

● 労働安全衛生法施行令第 6 条第 17 号

第一種圧力容器（小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く）の取扱いの作業。

イ. 第 1 条第 5 号イに掲げる容器で、内容積は 5 立方メートル以下のもの。

ロ. 第 1 条第 5 号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が 1 立方メートル以下のもの。

● 労働安全衛生法施行令第 1 条第 5 号

第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力 0.1 メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が 0.04 立方メートル以下のもの又は胴の内径が 200 ミリメートル以下で、かつ、その長さが 1,000 ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表わした数値と内容積を立方メートルで表わした数値との積が 0.004 以下の容器を除く）をいう。

イ. 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生されて固体又は液体を加熱する容器で容器内の圧力が大気圧をこえるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く）

ロ. 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で容器内の圧力が大気圧をこえるもの。

ハ. 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧をこえるもの。

ニ. イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点をこえる温度の液体をその内部に保有する容器。

<郡山会場案内図>



注意事項

- 8:20 開門のため入場時間厳守
開門前の路上駐車は、渋滞等周りの迷惑となりますのでご注意ください。
- 8:50 まで教室には入室できません。
- 敷地内は禁煙厳守
郡山市の公共施設は H29 年 12 月から敷地内禁煙となりましたので厳守願います。

